

防衛省仕様書改正票

D S P
D 6032D(4)

$\frac{1}{4}$ tトレーラ
(TRAILER, CARGO)

制定 昭和60年12月11日
改正 令和 5年 8月30日

この改正票は、D S P D 6032D($\frac{1}{4}$ tトレーラ)についての
ものであり、D S P D 6032D(3)を含め累積記載されてい
る。この改正票はD S P D 6032Dと併用される。

1.3 表1 を次のように改める。

表1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
$\frac{1}{4}$ t トレーラ	2 3 3 0 - 2 8 7 - 5 0 5 6 - 5

1.4 b) 仕様書 中

D S P Z 9004 技術変更提案書の様式
を追加する。

2.3 ねじ部品類 を次のように改める。

ねじ部品類は、日本産業規格に規定されたもの、又は製造者標準品を使用する。

2.4.1 h) を次のように改める。

h) 灯火類は、次による。

なお、通常用灯火及び管制用灯火に使用する電球については、日本産業規格に規定されたもの、
又は製造者標準品を使用する。

2.6 b) を次のように改める。

2.6 b) 走行装置及び懸架装置は、黒とし、契約の相手方の仕様によって塗装する。

付表1 中

“ ”

検査項目	試験方法	判定基準
制動装置性能	駐車ブレーキは、最大積載状態で18%勾配(tanの値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。	2.5.2による。

を

2.

D 6032D (4)

“ ”

検査項目	試験方法	判定基準
制動装置性能	駐車ブレーキは、最大積載状態で18%勾配（tanの値）の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。又はブレーキテストで確認してもよい。	2.5.2による。

に改める。

5.6 技術変更提案 を追加する。

契約の相手方は、技術変更提案を要する事項が発生した場合は、DSP Z 9004によって技術変更提案書を作成し契約担当官等に提出する。

防衛省仕様書

D S P

D 6032D

制定 昭和60.12.11

改正 平成21.4.13

1/4tトレーラ

(TRAILER, CARGO)

1 総則

1.1 適用範囲

この仕様書は、1/4tトラックなどのけん(牽)引車両に連結し、土砂などの運搬、資材、補給品の輸送に使用する1/4tトレーラ(以下“トレーラ”という。)について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、JIS D 0101, JIS D 0102及びJIS D 0105による。

1.2.1 空車状態

空車状態とは、トレーラに潤滑油及び油脂類を全量搭載し、附属品を取付位置などに収納した状態をいう。

1.2.2 最大積載状態

最大積載状態とは、空車状態のトレーラに最大積載質量250 kgの荷物を均等に積載した状態をいう。

1.2.3 駐車ブレーキ

駐車ブレーキとは、停止中のトレーラを機械的作用により停止状態に保持する制動装置をいう。

1.3 製品の呼び方

製品の呼び方は、表1による。

表1 - 製品の呼び方

製品の呼び方	物品番号
1/4tトレーラ	_____

1.4 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。

a) 規格

JIS D 0101	自動車の種類に関する用語
JIS D 0102	自動車用語 - 自動車の寸法, 質量, 荷重及び性能
JIS D 0105	トラックの普通荷台に関する用語
JIS D 4102	空気入りタイヤ用ホイール及びリム用語・呼び・表示
JIS D 4241	路上走行用自動車 - タイヤチェーン
JIS D 6601	フルトレーラ用ドローバーアイの形状・寸法及び作動範囲
JIS D 6606	トラックトラクタ及びトレーラ用7極電線カップリング
JIS K 5572	フタル酸樹脂エナメル
JIS K 5651	アミノアルキド樹脂塗料
NDS Z 8011	角形銘板
NDS Z 8201	標準色

2

D 6032D

J A T M A Y E A R B O O K 日本自動車タイヤ協会規格

b) 仕様書

D S P L 4 7 6 8 帆布

c) 法令等

自衛隊の使用する自動車に関する訓令(昭和45年防衛庁訓令第1号)

2 製品に関する要求

2.1 一般的要求事項

このトレーラは、自衛隊の使用する自動車に関する訓令(以下、“訓令”という。)に適合するものとする。

2.2 構成

構成は、次による。

- a) 走行装置
- b) 制動装置
- c) 懸架装置
- d) フレーム
- e) 被けん引装置
- f) 脚
- g) 荷台
- h) 灯火類
- i) 附属装置など

2.3 ねじ部品類

ねじ部品類は、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

2.4 構造・形状・寸法・質量

2.4.1 構造

構造は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、次による。

- a) 走行装置は、1軸2輪とし、次による。
 - 1) 車軸は、死軸式とする。
 - 2) タイヤは、J A T M A Y E A R B O O Kの215/85R 18 LT チューブレスで、トレッドパターンはブロックのものを2本取り付けるものとする。また、ホイールはJ I S D 4 1 0 2による呼びが18×6JJ, 6本ボルト取付用とする。
- b) 制動装置は、機械式車輪制動形の手動ブレーキとし、駐車ブレーキレバーを、荷台前方左側に取り付けるものとする。
- c) 懸架装置は、縦置き半だ円板ばね式の車軸式懸架とし、ショックアブソーバには、筒形油圧単動式を用いるものとする。
- d) フレームは、コ形断面のはしご形とする。
- e) 被けん引装置は、次による。

1) コ形断面のけん引棒を、フレーム前方に八の字に取り付けるものとする。

2) ドローバーアイ¹⁾を、けん引棒先端上部に取り付けるものとする。

なお、ドローバーアイは、回転ができる構造とする。

注¹⁾ J I S D 6 6 0 1 のA形

3) フック付き鎖を、けん引棒先端の右側及び左側にそれぞれ取り付けるものとする。

なお、鎖の長さは、けん引走行に必要な長さとする。

4) 7極電線カップリングのプラグ²⁾を取り付けたケーブル³⁾を、トレーラ前方に配線するものとする。

なお、ケーブルの長さは、けん引走行に必要な長さとする。

注²⁾ J I S D 6 6 0 6 の7TP-1

注³⁾ J I S D 6 6 0 6 の附属書によるジャンパケーブルの7TC

f) 脚は、折り畳み式とし、けん引棒先端下部に取り付けるものとする。

g) 荷台は、次による。

1) 荷台は、鋼製一方開きとし、各あおり(後あおりは除く。)は、溶接によりフレームに固定するものとする。

2) 床板は、厚さ約1.6 mmの平鋼板とし、溶接によりフレームに固定するものとする。

なお、水抜き穴を、床板前部右側及び左側にそれぞれ設けるものとする。

3) ほろの生地は、D S P L 4 7 6 8 のビニロン・ポリエステル交織帆布10号(OD色)を標準とする。

h) 灯火類は、次による。

なお、通常用灯火及び管制用灯火に使用する電球については、日本工業規格に規定されたもの、又は同等品を使用するものとする。

1) 通常用灯火

通常用灯火は、訓令によるものとする。

2) 管制用灯火

管制用灯火は、表2による。

表2 - 管制用灯火

名称		規定	数量
管制用	制動灯	24V 5W又は6W	2
	尾灯		2

i) 附属装置などは、次による。

1) 7極電線カップリングのプラグ収納箱を、右側けん引棒に取り付けるものとする。

2) ほろ取付用フックを、荷台前面、左右側面及び後面に取り付けるものとする。

3) 通常用灯火と管制用灯火の切換スイッチを、フレーム前部下側に取り付けるものとする。

なお、切換スイッチは、ノブによる切換方式とし、防水用ボックスを取り付けるものとする。

4) フェンダを、荷台の右側及び左側にそれぞれ取り付けるものとする。

5) 自動車番号標を、トレーラの後部に取り付けるものとする。

6) タイヤは、タイヤチェーン⁴⁾の装着ができるものとする。

注⁴⁾ J I S D 4 2 4 1 のタイヤチェーン

2.4.2 形状・寸法

形状及び寸法は、付図1を標準とする。

4

D 6032D

2.4.3 質量

質量は、表 3 を標準とする。

表 3 - 質量

単位 kg

区分	規定
空車状態の質量	350
最大積載状態の質量	600

2.5 外観・性能・機能

2.5.1 外観

外観は、次による。

- 有害なきず、割れ、まくれ及びその他の欠陥があつてはならない。
- 各部の塗装及びめっきにむらがあつてはならない。

2.5.2 性能・機能

性能及び機能は、付表 1 の試験方法により試験したとき、表 4 による。

表 4 - 性能・機能

項目		規定
性能	最大安定傾斜角	訓令の規定に適合するものとする。
	運行性能	異常があつてはならない。
	制動装置性能	訓令の規定に適合するものとする。
機能		異常があつてはならない。

2.6 塗装

塗装は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、十分な防せい(錆)処理を行った後に、次の方法で上塗りを行うものとする。

- 車体外部(フレーム及び脚を含む。)は、次のいずれかにより塗装するものとし、塗色については、NDS Z 82 01 の色番号2314 OD色とする。
 - JIS K 5572 の半つや外部用又は同等品
 - JIS K 5651 の半つや外部用又は同等品
- 車軸及び懸架装置(ディスクホイールを含む。)は、黒色とし、契約の相手方の仕様により塗装するものとする。

2.7 製品の表示

製品の表示は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、1種銘板⁵⁾を、荷台の左側前面の位置に取り付けるものとする。

注⁵⁾ NDS Z 8011

2.8 標識

標識は、訓令に基づく調達要求元の標識を表示するものとする。

3 品質保証

監督及び検査は、付表 1 によるほか、契約担当官等の定める監督・検査実施要領による。

4 出荷条件

出荷条件は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、商慣習による。

5 その他の指示

5.1 付属品

付属品は、ほろ(ロープ付き)とする。ほろは、荷台の中に雨、ほこりなどの侵入を防ぐことができる構造及び寸法とする。また、ほろ取付用フックに縛着できるものとする。

5.2 貸付品

貸付品は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、フォートラックを貸し付けるものとする。

5.3 承認用図面

契約の相手方は、製造に先立ち、承認用図面を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。

なお、提出部数は3部とする。

5.4 申請書類

契約の相手方は、訓令に基づく適用除外の申請のため、次の書類各4部を契約後速やかに契約担当官等を經由の上、調達要求元に提出するものとする。ただし、契約担当官等が認めた場合は、一部又は全部を省略することができる。

- a) 主要諸元表
- b) 外観三面図又は外観四面図
- c) 主要部強度計算書

5.5 納入書類

5.5.1 添付書類

添付書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、トレーラ1両ごとに、次による。

- a) 取扱説明書1部
- b) 部品表1部

5.5.2 提出書類

提出書類は、調達要領指定書によって指定する場合を除き、表5による。

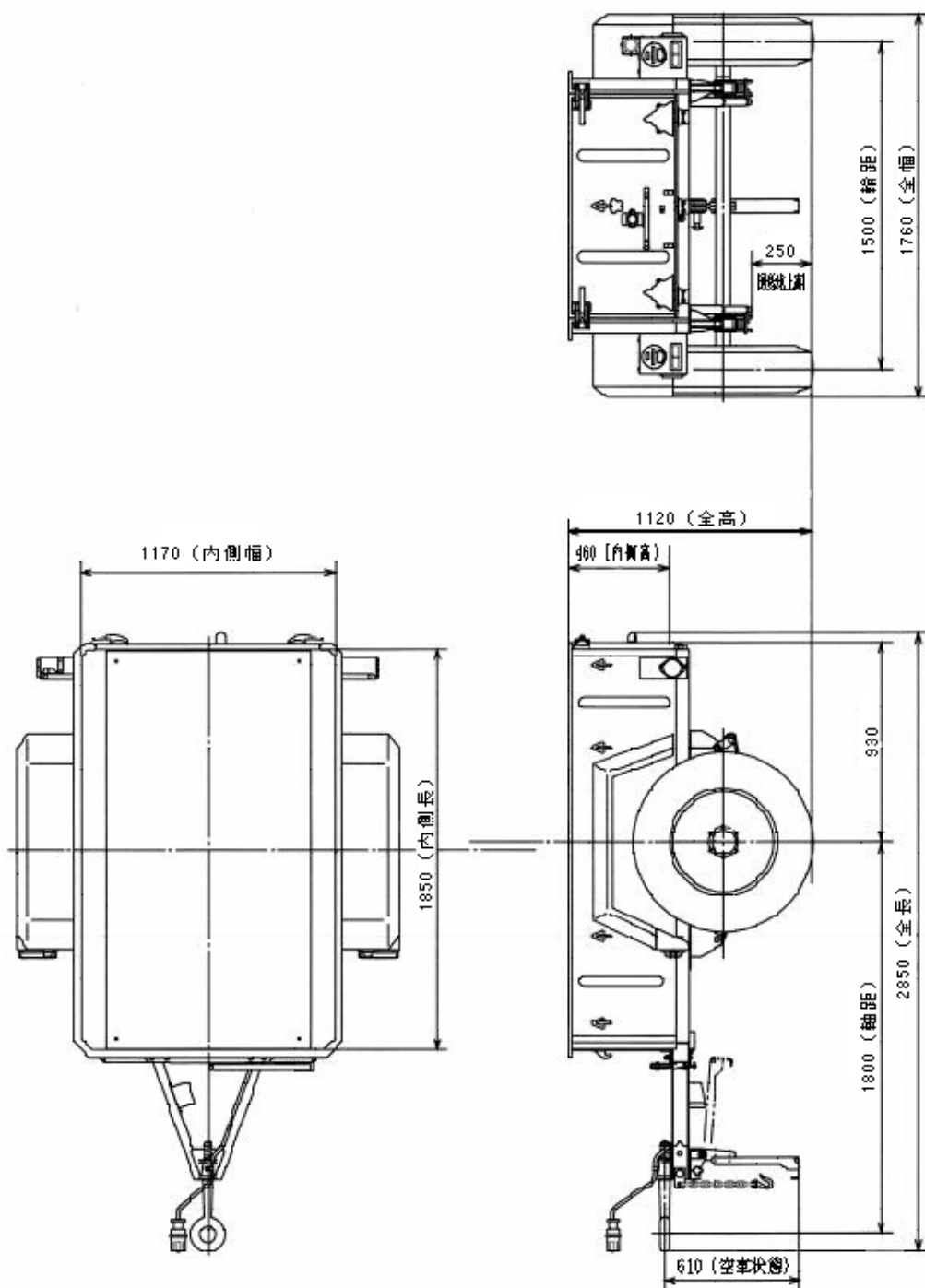
表5－提出書類

名称	時期	数量	提出先	注記
取扱説明書	納入時	1部	調達要求元	_____
部品表		1部		_____
整備資料		1部		_____
完成品写真		1組		キャビネ版四面(前後左右)

付表 1 - 4 t トレーラの検査項目，試験方法及び判定基準

検査項目	試験方法	判定基準
ねじ部品類	_____	2.3による。
構造		2.4.1による。
形状	目視による。	2.4.2による。
寸法・質量	空車状態で、トレーラの全長、全幅、全高、輪距、最低地上高及び荷台の寸法並びに質量について、計測器を使用して調べる。	2.4.2及び2.4.3による。
外観	目視による。	2.5.1による。
最大安定傾斜角	空車状態で、けん引車両に連結し、傾斜台に乗せ、右側及び左側に傾けたときの安定度を調べる。ただし、必要のある場合を除き、計算値の提示を受けて確認する。	2.5.2による。
運行試験	最大積載状態で、けん引車両に連結し、平地、坂路、長坂路、舗装路、砂利道などを含む試験路を50km以上走行するものとする。 試験路を適宜数区間(出発点及び到着点を含む。)に区分して、各装置の機能、作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。走行中においては、装置の機能、作動、異音などを調べる。	
制動装置性能	駐車ブレーキは、最大積載状態で18%勾配(tanの値)の平坦な乾燥したコンクリート又は同等の摩擦係数をもつ路面で停止できることを確認する。	
機能	作動、漏れ、異音、過熱などを調べる。	
塗装	目視による。	2.6による。
製品の表示		2.7による。
標識		2.8による。
注記 けん引車両は、4tトラックとする。		

単位 mm



図番	付図1	名称	1/4 t トレーラ	尺度	—
防衛省					